

乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして
厚生労働大臣が指定するおもちゃ(現行の指定玩具一覧)

| | 紙 | 木 | 竹 | ゴム | 革 | セルロイド | 合成樹脂 | 金属 | 陶器 | (材質指定なし) | 備考 |
|--|---|---|---|--|---|-------|--|---|----|-------------|--|
| 1 乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 9材質 |
| 2 ほおずき | | | | | | | | | | ○ | |
| 3 うつし絵 折り紙 つみき | | | | | | | | | | ○ ○ ○ | |
| 4 起き上がり おめん がらがら 電話がん具 動物がん具 人形 粘土 乗り物がん具(ぜんまい式及び電動式のものを除く) 風船 ブロックがん具 ボール ままごと用具 | | | | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ | | | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ | | | 3 材質 以外 は 現 行 指 定 対 象 |

○印： 現行の指定がん具